

## 品川区国民健康保険国保保健指導事業実施要綱

制定	平成20年8月1日	要綱第110号
改正	平成21年7月1日	要綱第352号
改正	平成25年5月1日	要綱第132号
改正	平成27年2月19日	要綱第27号
改正	平成27年3月31日	要綱第190号
改正	平成31年3月25日	要綱第71号

### (目的)

第1条 この要綱は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定に基づき、品川区国民健康保険国保基本健診（以下「健診」という。）の結果、生活習慣の改善が必要と判断された者に対し、国保保健指導（以下「保健指導」という。）を実施し、生活習慣改善に向けた支援を行うことによって、メタボリックシンドローム該当者・予備群の減少および予防に努め、もって区民の健康づくりを推進することを目的とする。

### (対象者)

第2条 保健指導の対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 品川区国民健康保険に加入している40歳以上74歳以下の者で、健診を受診した者のうち、腹囲（BMI指数（体重（キログラム）を身長（メートル）の2乗で除して得た数値をいう）による肥満度評価を含む）、血圧、脂質および血糖等の健診結果から、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」（平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。）第4条により、生活習慣の改善が必要と判断された者
- (2) 品川区国民健康保険に加入している40歳以上74歳以下の者で、事業主健診等特定健診に相当する健康診査を受診し、その結果の証明を提出した者のうち上記(1)に該当する者

### (事業の実施)

第3条 保健指導は、特定保健指導実施機関等（以下「実施機関等」という。）に委託して実施する。

### (実施機関等)

第4条 保健指導を実施できる実施機関等は、厚生労働省の定める委託基準「特定保健指導の外部委託に関する基準」を満たし、かつ「特定健診・特定保健指導機関届」を社会保険診療報酬支払基金に届け出ているものとする。

### (実施期間)

第5条 保健指導の実施期間は、同一人につき、3～6カ月間とする。

### (実施回数)

第6条 保健指導は、同一人につき、年度に1回行うものとする。

### (自己負担金)

第7条 保健指導に係る自己負担金は、無料とする。

### (保健指導の内容)

第8条 保健指導は、支援対象者本人が、自らの健康状態、生活習慣の改善すべき点等を自覚し、自ら目標を設定し行動に移すことができることを目的とし、次に掲げる支援を行うものとする。

#### (1) 動機付け支援

個別支援およびグループ支援により、実施基準第7条第2項に定める動機付け支援対象者自らの生活習慣を振り返り、行動目標を立てられるようになるとともに、保健指導終了後も、対象者がすぐに実践に移り、その生活が継続できるようにする。

##### ア 面接による支援

一人20分以上の個別支援、または1グループ80分以上のグループ支援  
(1グループは8名以下とする)

##### イ 3～6カ月後の評価

3～6カ月後の評価は、面接または通信等(電話または手紙等)により行い、評価結果について動機付け支援対象者に提供する。

#### (2) 積極的支援

定期的・継続的な支援により、実施基準第8条第2項に定める積極的支援対象者が、保健指導終了後も、その生活が継続できるようにする。

##### ア 面接による支援

上記(1)動機付け支援の支援(ア)面接による支援と同様の支援をするものとする。

##### イ 3カ月以上の継続的な支援

3カ月以上の継続的な支援をするものとする。

##### ウ 3～6カ月後の評価

3～6カ月後の評価は、面接または電話もしくは手紙等により行い、評価結果について積極的支援対象者に提供する。

### (保健指導の利用方法)

第9条 第2条の対象者へは、保健指導案内を配布する。

2 保健指導の利用希望者は、保健指導の案内に従い申し込むこととする。

### (請求手続等)

第10条 実施機関等は、保健指導結果データとともに費用請求データを東京都国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)に提出する。

2 前項による請求のできない実施分については、請求書に必要書類を添えて区に提出するものとする。

### (保健指導結果データの保存)

第11条 区は、保健指導結果データを、実施基準に基づき、当該データの作成日の属する年度の翌年度から5年間、または、他の医療保険の加入者となった日の属する年度の翌

年度の末日まで保存しなければならない。

2 保健指導結果データの保存については、国保連合会に委託する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は健康推進部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年8月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年7月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成25年5月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年5月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。